

健康 保健師からの
お知らせ

だより とよころ健康ポイント事業が始まります！

～健康ポイントを貯めながら楽しく健康づくりをしましょう～

平成 26 年 4 月 1 日から
5 年間実施します！

健康ポイントって何？

町の健診を受診したり、保健事業に参加してもらえらるポイントです。貯まったポイントに応じてすてきな景品をプレゼントします。

健康ポイントを貯めながら楽しく健康づくりしましょう！！

貯まったポイントで交換できる景品

| ポイント | 景品 | 景品紹介 |
|---------|----------------------------|---|
| 5 ポイント | メタボトイレットペーパー 1 個 | トイレで、こっそりウエストを測れるメジャー付きのトイレットペーパー |
| 10 ポイント | 健康グッズ詰合せ | 健康グッズでますます健康に！！ |
| 20 ポイント | とよころ物産直売所専用商品券 | 物産直売所で販売している商品と交換できたり、物産直売所内で飲食できる引換券をお渡しします。 ポイントが増すごとに 引換券もレベルアップ！！ |
| 30 ポイント | とよころ物産直売所専用商品券 | |
| 40 ポイント | とよころ物産直売所専用商品券 | |
| 50 ポイント | 豪華景品！？プレゼント！！ ～お楽しみに♪♪～ | |

対象となる事業は？

豊頃町で実施している検診

巡回ドック、人間ドック、脳ドック、
乳がん・子宮がん検診、がんドック、結核検診、
特定健診、後期高齢者健診

豊頃町の保健事業

健診結果説明会、楽々一万歩教室、
ヘルシー教室、健康づくり教室、健康体操、
健康講座

これらの検診や保健事業に参加した方は、誰でもとよころ健康ポイント事業に参加することができます。事業ごとにもらえるポイントが違い、健診継続受診で、ポイントが貯まりやすい仕組みになっています。

事業の詳しい内容や、参加方法は、4月号広報の折込ちらしで再度お知らせしますので、詳しくは、そちらをご覧ください。

詳しくは・・・【お問合せ先】 役場福祉課健康係 ☎ (574) 2214

町外通勤者助成金の下半期分の交付申請を受付けします

本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額 5 千円の豊頃町商品券を支給する制度です。

助成金交付申請は、下半期（平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月）分は 3 月末日までとなっておりますので、次の要件をご確認のうえ、手続き願います。

★ 申請に必要な書類

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
- ② 雇用証明書（任意様式）
- ③ 町税等納入状況調査承諾書
- ④ 町外通勤者勤務状況証明書

※ ①、③、④は、町企画課備え付けの様式を使用してください。

※ ④は、通勤実績で証明してください。（「通勤見込み」では不可）
（特に 3 月分の通勤実績については、証明日との整合性にご注意ください。）

※ 平成 25 年度上半期申請者の方で勤務先に変更がない場合は、②の提出は必要ありません。



★ 申請書類の提出先

申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係（担当：吉田、滝沢）へ直接または電話で請求してください。

★ 申請期間

下半期分：平成 26 年 3 月末日まで

★ 対象要件

- ① 本町に居住している方
 - ② 昭和 57 年 4 月 2 日～平成 7 年 4 月 1 日生まれの方
 - ③ 町外通勤日数が 10 日以上の方が 3 か月以上ある方
 - ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
 - ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと
- ※ 申請要件の通勤月数 3 か月以上を上半期のみで満たしていない方であっても、下半期と合算し申請することも可能です。



★ 助成基準日

助成を受けようとする方は 9 月 15 日（上半期）、3 月 15 日（下半期）に対象要件を満たしていること。

★ 助成金額

月額 5 千円分の豊頃町商品券を支給します。勤務実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

<http://www.toyokoro.jp/docs/2013030400045/>